(b) オランダについては、
(i) オランダ中央銀行
(ii) オランダ開発金融会社
(iii) オランダ開発途上国投資銀行
(iv) オランダ政府が資本を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの

7 条約第十五条の規定に関し、オランダの居住者である法人の場合には、「法人の役員」には、「取締役（bestuurder）」及び「監査役（commissaris）」を含む。「取締役（bestuurder）」及び「監査役（commissaris）」とは、それぞれ法人の経営全般に従事する者及びこれらの者を監督する者をいう。

8 条約第十七条及び第十八条の規定に関し、退職年金その他これに類する報酬がこれらの規定のいずれの規定の対象となるか及びどの程度これらの規定の対象となるかについては、当該退職年金その他これに類する報酬の受給資格を取得する期間に提供された役務の性質（民間又は政府に対する役務）によって決定されることが了解される。

9 条約のいかなる規定も、日本国が、匿名組合契約又はこれに類する契約に基づいて取得される所得及び収益に対して、日本国の法令に従って源泉課税することを妨げるものではない。

10 条約第二十一条2(c)の規定に関し、課税年度の開始の日の前日に終了する十二箇月の期間中に一又は二以上の公認の有価証券市場において取引された法人の主たる種類の株式の総数が当該十二箇月の期間中の当該主たる種類の株式に係る発行済株式の総数の平均の六パーセント以上である場合には、当該主たる種類の株式は、当該課税年度において一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものとされる。

11 条約第二十一条2(c)の規定に関し、法人の「事業の管理及び支配の主たる場所」は、役員及び上級管理者が当該法人（当該法人が直接又は間接に所有する子会社を含む。）の戦略上、財務上及び運営上の経営判断を行うための日々の職務を当該一方の締約国において他のいずれの国より多く遂行し、かつ、当該役員及び上級管理者を補佐する職員がこれらの経営判断の準備及び決定のために必要な日々の活動を当該一方の締約国において他のいずれの国より多く行う場合に限り、当該法人が居住者とされる締約国内に存在するものとされる。

12 条約第二十四条5の規定に関し、
(a) 両締約国の権限のある当局は、同条5の規定に従って申し立てられた事案によって直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、同条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によって定める。
(b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従って、設置される。
(i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の仲裁人により構成される。
(ii) それぞれの締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人を任命する。両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。
(iii) 全ての仲裁人は、いずれの締約国の税務当局の職員であってはならず、同条1の規定に従って申し立てられた事案にこれまで関与した者であってはならない。
(iv) 両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立って、全ての仲裁人及びその職員が、それぞれの締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、条約第二十五条2及び両締約国において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。
(c) (v) それぞれの締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人に係る費用及び自国の費用を負担する。仲裁のための委員会の長の費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。
(d) 両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人及びその職員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。
(i) 仲裁決定は、次のとおり取り扱う。
(ii) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。
仲裁決定は、条約第二十四条5の規定、この12の規定又は(a)の規定に従って決定される手続規則のいずれかに違反すること（仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。）により、当該仲裁決定がいずれか一方の締約国の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定は、その違反によって無効であるとされる場合には、行われなかったものとする。
(e) 仲裁の要請が行われた後で、かつ、仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局及び仲裁の要請を行った者に送達する前に、両締約国の権限のある当局が仲裁に付託された全ての未解決の事項を解決した場合には、当該事案は同条2の規定に従って解決されたものとし、仲裁決定は行われない。
(f) 同条5の規定及びこの12の規定は、千九百七十年三月三日にハーグで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約（千九百九十二年三月四日にハーグで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書による改正を含む。）（以下「旧条約」という。）第二十六条1の規定に基づき申し立てられた事案（両締約国の権限のある当局が特別な理由に基づき条約第二十四条5の規定及びこの12の規定を準用しない事案として合意するものを除く。）について準用する。ただし、一方の締約国の権限のある当局が、他方の締約国の権限のある当局に対し、この条約の効力発生前に旧条約第二十六条1の規定に基づき申し立てられた事案に関する協議の申立てをした場合には、この(f)の規定の適用上、条約第二十四条5(b)中「当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に対し当該事案に関する協議の申立てをした日」とあるのは、「この条約の効力発生の日」と読み替えるものとする。

13 条約第二十五条3及び5の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十年八月二十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
武正公一
オランダ王国のために
フィリップ・ドゥ・ヘーア

総務大臣　川端　達夫
外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦